

2023年8月31日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ ル プ ラ ス  
 住 所 東 京 都 渋 谷 区 元 代 々 木 町 30 番 13 号  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菊 池 誠 晃  
 (コード番号：3691 東証グロース市場)  
 問 い 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 兼 加 藤 涼  
 グ ル ー プ 本 部 長

TEL. 03-5465-0690

### 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び行使価額修正条項付第11回～第12回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年8月15日付の取締役会において決議いたしました、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）、第11回及び第12回新株予約権（以下、それぞれ「第11回新株予約権」、「第12回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、本日付で本新株予約権付社債の発行価額の総額（210,000,000円）及び本新株予約権に係る発行価額の総額（755,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2023年8月15日付で公表しております「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び行使価額修正条項付第11回～第12回新株予約権の発行並びに同買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 記

#### <本新株予約権付社債の概要>

|                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 払 込 期 日         | 2023年8月31日  |
| (2) 新 株 予 約 権 の 総 数 | 42個   |
| (3) 社債及び新株予約権の発行価額  | 本新株予約権付社債1個につき5,000,000円<br>（各本新株予約権付社債の金額100円につき100円とします。）<br>本新株予約権付社債に係る新株予約権については、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。   |
| (4) 当該発行による潜在株式数    | 248,226株<br>上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合における交付株式数です。<br>下限転換価額（下記「(6) 転換価額及びその修正条項」において定義します。）は423円であり、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合における交付株式数は496,453株です。 |
| (5) 資金調達額           | 210,000,000円  |
| (6) 転換価額及びその修正条項    | 当初転換価額は、1株当たり846円です。<br>転換価額は、2024年8月30日、2025年6月30日及び2026年5月29日に、それぞれの日に先立つ40連続取引日間（但し、取引日は本新株予約権付社債の発行要項第14項第(4)号ハ.の規定に従って除                                  |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>外されることがあります。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の90%に相当する金額がその時点で有効な転換価額を1円以上下回っている場合には、転換価額は当該金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額。)に修正されます。但し、転換価額は423円(以下「下限転換価額」といいます。)を下回らないものとします。上記の計算による修正後の転換価額が下限転換価額を下回る場合、転換価額は下限転換価額とします。</p> <p>また、本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されることがあります。</p> <p>なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいい、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含みます。)には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします(以下同じです。)</p> |
| (7) 募集又は割当方法(割当先) | マッコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によって行います。  |
| (8) 利率及び償還期日      | 年率: 0%<br>償還期日: 2026年9月1日  |
| (9) 償還価額          | 各本新株予約権付社債の金額100円につき100円   |
| (10) その他          | 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しました。   |

<本新株予約権の概要>

|                     |  |
|---------------------|--|
| (1) 割当日             | 2023年8月31日   |
| (2) 発行新株予約権数        | 4,000個<br>第11回新株予約権 1,000個<br>第12回新株予約権 3,000個   |
| (3) 発行価額            | 総額755,000円(第11回新株予約権1個当たり341円、第12回新株予約権1個当たり138円)  |
| (4) 当該発行による潜在株式数    | 400,000株(新株予約権1個につき100株)<br>第11回新株予約権 100,000株<br>第12回新株予約権 300,000株<br>下限行使価額(下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条項」において定義します。)は423円(但し、本新株予約権の発行要項第11項の規定による調整を受けます。)ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は400,000株です。  |
| (5) 調達資金の額          | 476,555,000円(差引手取概算額)(注)   |
| (6) 行使価額及び行使価額の修正条項 | 当初行使価額は、第11回新株予約権が1,000円、第12回新株予約権が1,300円です。<br>本新株予約権の行使価額は、当初固定とし、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなります。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を割当先に通知するものとし、通知が行われた日の10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、 |

|                       |   |
|-----------------------|---|
|                       | <p>各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。</p> <p>いずれの回号についても、上記の計算による修正後の行使価額が423円を下回ることとなる場合（以下、当該金額を「下限行使価額」といいます。）、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p> |
| (7) 募集又は割当方法<br>(割当先) | マコーリー・バンク・リミテッドに対して、第三者割当の方法によって行います。   |
| (8) 新株予約権の行使期間        | 2023年9月1日から2026年8月31日までとします。  |
| (9) その他               | 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本買取契約を締結しました。  |

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（14,200,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動します。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

以上